

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第 3 2 4 会計隊長 菅原 健太

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LWD10403160		62S31A30038 0001					
品名 または 件名							
ユニットハウス借上（１５連棟） ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
戦車射撃競技会							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
北海道大演習場島松地区			7 師司 3 部千葉曹長（２２３２）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年11月4日（水）～令和8年11月30日（月）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊東千歳駐屯地 第 3 2 4 会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年10月14日（水）9時00分 第324会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和8年度有効の全省庁統一資格において「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者である事。（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）
 - ウ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
 - エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- (2) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 入札の無効
- ア 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名判別し難い入札
 - エ 電報・FAXによる入札
 - オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
 - カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - キ 次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））」は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約

心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

(4) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により決定する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 契約条項

本契約は「賃貸借契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。

(7) 契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が100万円未満の場合は契約書を作成しない。

(8) その他

ア 再度入札の必要が生じた場合

直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合別示とする。

イ 郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和8年10月13日（火）17時までに第324会計隊契約班に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

ウ 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書を省略する場合については、落札者が決定したと通知したときとする。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に関する事項の問い合わせ先

〒066-8577

北海道千歳市祝梅1016

陸上自衛隊 東千歳駐屯地 第324会計隊 契約班（担当：桶屋）

TEL0123-23-5131（内3441） FAX0123-23-3642（直通）

カ 仕様書に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地 （担当：千葉）

TEL0123-23-5131（内2232）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

（ア） 東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所

（イ） 北部方面会計隊ホームページ

イ 掲示期間

令和8年9月29日（火）～ 令和8年10月14日（水）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LWD10403160									
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指 定
	品 名								使用期限等	引 渡 場 所	
	部品番号 または 規格									搬 入 場 所	検 査
	使用器材名					仕様書番号			グループ	納 期	包 装
1	62S31A30038	0001			ST	1.00				北海道大演習場島松地区	
	ユニットハウス借上（１５連棟）									7 師司 ３部千葉曹長（２２３２）	
	仕様書のとおり										
	戦車射撃競技会									令和8年11月4日～令和8年11月30日	
2	62S31A30039	0001			ST	1.00				北海道大演習場島松地区	
	ユニットハウス借上（４連棟）									7 師司 ３部千葉曹長（２２３２）	
	仕様書のとおり										
	戦車射撃競技会									令和8年11月4日～令和8年11月30日	
3	62S31A30040	0001			ST	1.00				北海道大演習場島松地区	
	ユニットハウス借上（１１連棟）									7 師司 ３部千葉曹長（２２３２）	
	仕様書のとおり										
	戦車射撃競技会									令和8年11月4日～令和8年11月30日	
				- 以 下 余 白 -							

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
ユニットハウス借上		7 師 3 - 3 0 0 3 8
	承 認	
	作 成	令 和 8 年 9 月 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	第 7 師 団 司 令 部 第 3 部

- 1 総則
- (1) 摘要範囲

この仕様書は、第7師団が実施する訓練における本借上について規定する。
- (2) 用語及び定義

この仕様書でいう検査官とは、分任契約担当官が命じた隊員をいう。
- 2 一般的事項
- (1) 本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

(2) この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。
- 3 借上に関する要求
- (1) 借上の内容

ア ユニットハウスの借上

イ ユニットハウスの輸送、設置、撤去
- (2) 借上げ品の規格及び構造

ア 2階建て(1階15連棟・2階15連棟)基礎敷き鉄板含む

イ 1棟の寸法は奥行き5400mm、幅2400mmを基準とする。

ウ メーカーの使用により若干の変更は認める。

エ 照明、窓を装備しており、窓についてはアクリル製とする。
- (3) 設置数量

15連棟(2階建て)×1
- (4) 設置要領

別 紙：「ユニットハウス設置要領」
- (5) 借上期間

令和8年11月4日(水)～令和8年11月30日(月)

(6) 設置場所

北海道大演習場（島松地区・第1戦車射場）

ア 搬入 11月4日0900、北大演島松地区盤尻橋

イ 搬出 11月30日0900、北大演島松地区盤尻橋

(7) 品質管理

製品に雨漏り等不具合があった場合は、民側負担で補修・修理を実施する。

4 品質保証

搬入・搬出の際は立会を基準とする。

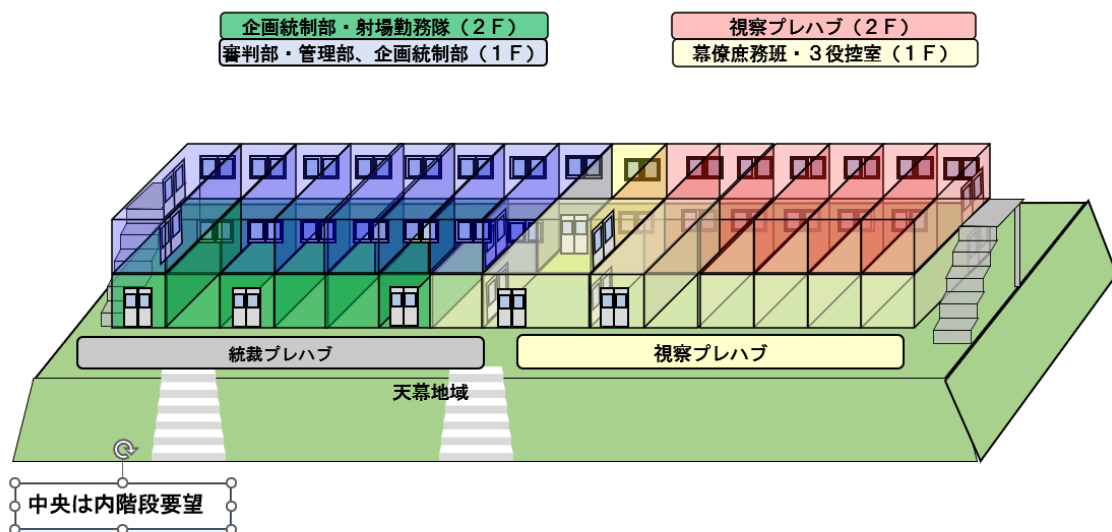
5 その他の指示

- (1) 設置及び解体にかかる作業日数が1日であること。
- (2) 電気工事は官側が実施する。
- (3) 事前にユニットハウスの図面の承認を第7師団司令部第3部に得るものとする。

ニットハウス設置要領

【参考資料】

統裁地域(第1戦車射場お立ち台左)レイアウト(0-1)



調達要求番号：62S31A30039

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
ユニットハウス借上		7 師 3 - 3 0 0 3 9
	承 認	
	作 成	令 和 8 年 9 月 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	第 7 師 団 司 令 部 第 3 部

1 総則

(1) 摘要範囲

この仕様書は、第7師団が実施する訓練における本借上について規定する。

(2) 用語及び定義

この仕様書でいう検査官とは、分任契約担当官が命じた隊員をいう。

2 一般的事項

(1) 本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

(2) この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

3 借上に関する要求

(1) 借上の内容

ア ユニットハウスの借上

イ ユニットハウスの輸送、設置、撤去

(2) 借上げ品の規格及び構造

ア 2階建て(1階4連棟・2階4連棟)基礎敷き鉄板含む

イ 1棟の寸法は奥行き7200mm、幅2300mmを基準とする。

ウ メーカーの使用により若干の変更は認める。

エ 照明、窓を装備しており、窓についてはアクリル製とする。

(3) 設置数量

4連棟×1(2階建て)

(4) 借上期間

令和8年11月4日(水)～令和8年11月30日(月)

(5) 設置場所

北海道大演習場(島松地区・第1戦車射場)

ア 搬入 11月4日0900、北大演島松地区盤尻橋

イ 搬出 11月30日0900、北大演島松地区盤尻橋

(6) 品質管理

製品に雨漏り等不具合があった場合は、民側負担で補修・修理を実施する。

4 品質保証

搬入・搬出の際は立会を基準とする。

5 その他の指示

- (1) 設置及び解体にかかる作業日数が1日であること。
- (2) 電気工事は官側が実施する。
- (3) 事前にユニットハウスの図面の承認を第7師団司令部第3部に得るものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
ユニットハウス借上	7 師 3 - 3 0 0 4 0	
	承 認	
	作 成	令 和 8 年 9 月 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	第 7 師 団 司 令 部 第 3 部

- 1 総則
- (1) 摘要範囲

この仕様書は、第7師団が実施する訓練における本借上について規定する。
- (2) 用語及び定義

この仕様書でいう検査官とは、分任契約担当官が命じた隊員をいう。
- 2 一般的事項
- (1) 本仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

(2) この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。
- 3 借上に関する要求
- (1) 借上の内容

ア ユニットハウスの借上

イ ユニットハウスの輸送、設置、撤去
- (2) 借上げ品の規格及び構造

ア 11連棟

イ 1棟の寸法は奥行き5400mm、幅2400mmを基準とする。

ウ メーカーの使用により若干の変更は認める。

エ 照明、窓を装備しており、窓についてはアクリル製とする。
- (3) 設置数量

11連棟×1
- (4) 設置要領

別 紙：「ユニットハウス設置要領」
- (5) 借上期間

令和8年11月4日（水）～令和8年11月30日（月）

(6) 設置場所

北海道大演習場（島松地区・第1戦車射場）

ア 搬入 11月4日0900、北大演島松地区盤尻橋

イ 搬出 11月30日0900、北大演島松地区盤尻橋

(7) 品質管理

製品に雨漏り等不具合があった場合は、民側負担で補修・修理を実施する。

4 品質保証

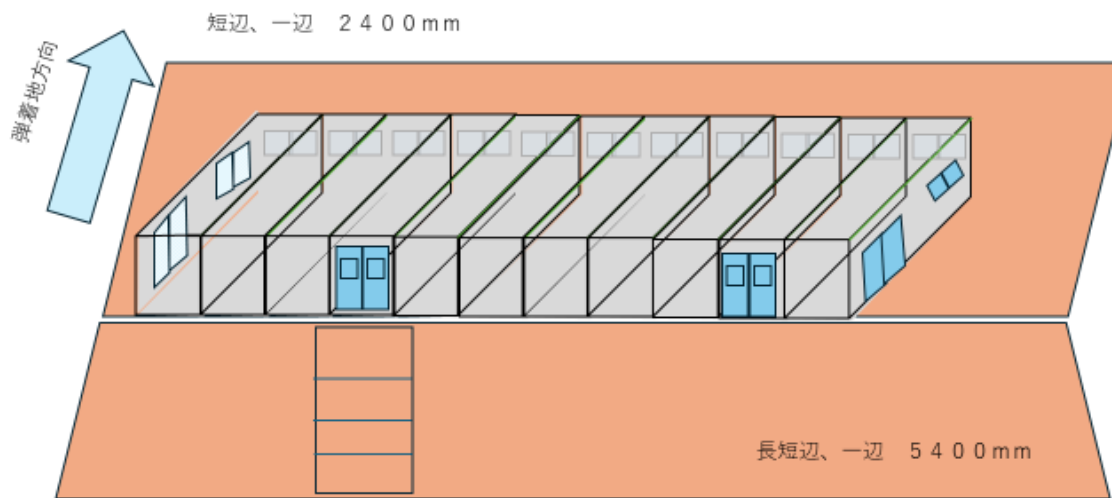
搬入・搬出の際は立会を基準とする。

5 その他の指示

- (1) 設置及び解体にかかる作業日数が1日であること。
- (2) 電気工事は官側が実施する。
- (3) 事前にユニットハウスの図面の承認を第7師団司令部第3部に得るものとする。

ユニットハウス設置要領

第1戦車射場右お立ち台 11連棟、平屋



装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

価 格 調 査 依 頼 書

令和8年9月29日

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊長 菅原 健太
TEL(0123)23-5131 内線3441
FAX (0123) 23-3642
担当 桶屋

件名：ユニットハウス借上（15連棟）ほか2件

No	品 名	規 格	数量	単位	金 額
1	ユニットハウス借上（15連棟）	仕様書のとおり	1	ST	
2	ユニットハウス借上（4連棟）	仕様書のとおり	1	ST	
3	ユニットハウス借上（11連棟）	仕様書のとおり	1	ST	

価格調査依頼に御協力頂けますようお願いします。

※ 本見積は消費税抜きの価格を記載して下さい。内訳書の添付もお願いします

※ 提出期限：令和8年10月9日（金）1700まで（会計隊へFAXでの回答）お願いします。

業 者 名

印